

消防局

更新日：令和5年5月7日

新型コロナウイルス対策に関する対応状況

○新型コロナウイルスに係る対応の局内周知

・「中華人民共和国湖北省武漢市における原因不明肺炎の市内発生を想定した基本的な対応について（通知）」を発出し、新型コロナウイルスに係る119番受信及び救急事案の基本的な対応事項を局内に周知した。（R2/1/16）

※以後、2月12日、13日、21日、27日、3月4日、9日、11日に対象地域の増加等に伴う通知を更新、対応している。

○川崎市新型コロナウイルス感染症対策本部設置に伴う対応

・消防部副部長を警防部長として、関係局、機関との連携体制を確認した。（R2/1/31）

○新型コロナウイルス感染症対策消防警戒本部の設置

・市内罹患者の移送体制の整備、情報収集、関係機関との連絡体制の確立及び資機材の準備等、新型コロナウイルス対策に万全を期すため、新型コロナウイルス感染症対策消防警戒本部を設置した。（R2/2/26）

○職員の出勤状況調査

・小学校等の休校措置に伴う影響等を考慮し、3月2日から当分の間の毎日、職員の出勤状況を把握するため、出勤状況の調査を実施することとした。（R2/3/2）

○新型コロナウイルス罹患者の移送業務への対応

・市内で罹患者が発生し、民間の救急で対応できない場合に、消防局員で非常用救急車等による移送を実施（R2/3/6～R5/5/7まで 1,004人を移送）

○新型コロナウイルス感染症対策消防指揮本部の設置

・市内感染者の発生及び新型インフルエンザ特別措置法の一部を改正する法律の成立に伴い、新型コロナウイルス感染症対策消防指揮本部を設置した。（R2/3/13）

○消防局サテライトオフィスの試行追加

・感染拡大防止のため、消防局内の作戦室・情報収集室などの広いスペースを利用し、サテライトオフィスを追加した。（R2/4/9）

○予防業務に係る届出書類の郵送受付

・新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言の発令に伴い、関係者等の外出自粛要請・感染予防等のため、当分の間、予防業務に係る届出書類を郵送でも受け付けることとした。

(R2/4/15)

○**臨時の医療施設の開設に関する消防用設備等の設置基準、防火管理体制等に関する対応**

- ・消防庁からの通知を受け神奈川県から発出された通知に基づき、既存の公共・宿泊施設、仮設のテント、プレハブ等を活用した臨時の医療施設の開設に際して、必要となる消防用設備等の基準、防火管理体制等について職員に周知した。(R2/4/15)

○**新型コロナウイルス感染症に係る部隊編成方針の策定**

- ・職員が多数欠員した場合に、警防体制を維持するためB C Pが発動するまでの間の暫定的な部隊編成を定め、職員に周知した。(R2/4/16)
- ・B C Pの発動を踏まえ、消防局の隔日勤務者等勤務体系別の勤務体制等の方針を定め、職員に周知した。(R2/4/20)

○**消防局新型コロナウイルス感染症対策会議の開催及びB C P解除後の対応等の周知**

- ・消防局新型コロナウイルス感染症対策会議を開催し、B C P解除後の対応等を決定し、同日「川崎市業務継続計画（B C P）解除後の当局における行政運営方針について（通知）」を発出し、局内にB C P解除後の対応等を周知した。(R2/5/29)

○**消防法令関係手続きの押印省略**

- ・臨時的措置として、法令等の定める様式において、届出者等の押印を省略して受付できることとし、市HPに案内ページを新たに設置した。(R2/6/4~R3/3/31)
- なお、押印にかかる関係規則の改正により、本臨時的措置はR3/3/31をもって終了した。

○**非対面による火災予防広報の実施**

- ・春・秋の火災予防運動において、一部の消防署において地域の事業所と協力して無人の広報コーナーを設置、デジタルサイネージや大型ビジョンによる広報を行うなど非対面による火災予防広報を実施した。(R2/11/9~)

○**年末火災特別警備に伴う広報活動について**

- ・駅、繁華街で消防車両等による火災予防広報のほか、新型コロナウイルス感染症の感染予防を盛り込み、市民に広報した。(R2/12/22~12/31)

○**緊急事態宣言下における広報活動の実施について**

- ・消防庁からの協力依頼に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染予防について、消防隊が出向時、駅、繁華街を重点的に巡回し、広報活動を実施した。(R3/1/8~4/1)

○**外出自粛要請の周知活動と時短要請協力店への訪問**

- ・神奈川県知事の川崎駅前仲見世通商店街での外出自粛要請の周知活動と時短要請協力店への訪問に同行した。(R3/1/15)

○住宅用火災警報器の設置率調査方法の変更

- ・例年、訪問により実施していた住宅用火災警報器の設置率の調査を、教育委員会の協力により、小学校を通じた各世帯へのアンケート調査に変更した。(R3/2/4~)

○立入検査等、査察に関する研修をWEB開催

- ・県内消防職員の査察能力向上を目的とした研修会をWEB開催した。(R3/9/22)

○令和4年消防出初式の縮小開催の取組

- ・職員の感染防止対策として、令和4年各地区消防出初式について、消防演技は行わず、表彰式のみとし、開催時間を1時間以内とする等の対応とした。(R3/10/11)

○講習会における感染防止対策の実施

- ・危険物に係る講習会において、人数制限や講習時間の短縮を行い、人との間隔を保ち、こまめな換気等、三密（密閉、密集、密接）の回避により実施。
- ・会場内の飲食禁止、原則としてマスク着用、演壇に飛沫防止用のアクリル板を設置する等の飛沫防止、来場時の検温及び手指消毒や手洗いを励行するなど感染防止に努めるよう事前周知した。(R3/6/8~)

○警防要員確保の取組

- ・「緊急事態宣言後における職員に関する措置の取扱いについて（通知）」、「緊急事態宣言後における消防局の行政運営方針について（通知）」を示し、警防要員の確保及び感染防止の徹底を周知した。(R3/10/1~R4/1/24)
- ・「まん延防止等重点措置期間における消防局の行政運営方針について（通知）」、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた在宅勤務における運用について（通知）」、「まん延防止等重点措置期間における消防局の行政運営方針に基づく職員に関する措置の取扱いについて(通知)」を発出し、警防要員の確保及び感染防止の徹底を周知した。(R4/1/20)

○オンライン申請の実施

- ・非接触を念頭においた市民サービスのため、予防業務に係る申請、届出等の一部について、オンライン申請を実施している。(R3/12/23~)

○テレワークの実施

- ・接触機会の低減のため、業務遂行に支障を生じない範囲で、毎日勤務者による在宅勤務等を開始した。(R3/6/~)

○消防局が主催する訓練指導及び催し物の延期等の取組

- ・ 職員の感染防止対策として、消防局が主催する訓練指導及び催し物について延期等の措置を行った。延期等の措置がとれないものについては、まん延防止等重点措置期間における本市行政運営方針に示された、イベント等の開催基準に基づき実施することとした。(R4/1/25)

○職員の出勤状況調査

- ・ 令和4年7月21日から、職員の出勤状況を把握するため「新型コロナウイルス陽性者増加に伴う出勤者数等の把握について（通知）」を発出し、出勤状況の調査を実施することとした。(R4/7/21～R5/5/7)